**第４回大阪府障がい者施策推進協議会**

**第５次大阪府障がい者計画策定検討部会**

**日時：令和元年１１月２７日（水曜日）**

**午前１０時から１２時まで**

**場所：大阪赤十字会館　３階**

**３０２・３０３会議室**

■出席委員（五十音順、敬称略）

上田　一裕　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

　奥村　勲　　　　公益財団法人　大阪府精神障害者家族連合会　副会長

　片山　宣博　　　社会福祉法人　産経新聞厚生文化事業団　事務局長

　黒田　隆之　　　桃山学院大学　社会学部　社会福祉学科　准教授　（部会長）

　小尾　隆一　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

　近藤　厚志　　　住道法律事務所　弁護士

　塩見　洋介　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　事務局長

　寺田　一男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

　長宗　政男　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　事務局長

　成澤　佐知子　　社会福祉法人　四天王寺福祉事業団　四天王寺太子学園　施設長

　深澤　智　　　　泉大津市　障がい福祉課長

　福田　啓子　　　一般社団法人　大阪自閉スペクトラム症協会　理事

　福田　新吾　　　河南町　高齢障がい福祉課長

　古田　朋也　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長

　松本　信代　　　特定非営利法人　大阪難病連　理事長

○司会　ただ今から「第４回大阪府障がい者施策推進協議会第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」を開催させていただきます。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

　私は、本日の司会を務めさせていただく福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課です。よろしくお願い申し上げます。

　本日ご出席の委員の皆様ですが、配席図に記載の通りとなってございます。なお、本日、大阪府立大学の田垣委員、大阪精神科病院協会の長尾委員、大阪府医師会理事の前川委員、大阪府中小企業家同友会の松本委員、そして大阪府社会福祉協議会の叶井委員はご欠席となります。

　現在の部会委員の総数は２０名であり、本日は過半数である１５名の委員にご出席いただいております。「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会運営要領」第４条第二項の規定に基づき、会議が有効に成立していることをお知らせします。

　続きまして事務局ですが、障がい福祉室を始め、関係者が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

　次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。まず１枚目に会議の次第、２枚目に委員名簿、３枚目に配席図、A３横形で右肩に資料１‐１と書かれた資料、次のページに同じくA３横の右上に資料１‐２と書かれた資料、その次に右上に参考資料１‐１と書かれた資料、少し字が小さくて恐縮ですがA３横の資料、同じくA３横で右上に資料１‐２と書かれた資料、から１‐３、１‐４、１‐５まで付いていると思います。資料の不足等はございませんか。

　なお大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。

　また、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載しません。予めご了解いただけますようお願いいたします。

　次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員などがおります。障がい者への情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際には、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳が出来るようにゆっくりとかつはっきりと発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長　それでは、皆さん今日もどうぞよろしくお願いいたします。

　では、早速議事を進めさせていただきます。

　はじめに、本日の議題についてご説明をさせていただきます。本日の議題は、「地域を育む施策の整理と意見具申の取りまとめについて」の１つとなっております。

　前回まで、地域を育む施策及び各生活場面について、皆様方から様々なご意見、ご議論をいただきました。今回は、第２回目の部会の際にご了解頂きましたように、前回までの議論を、事務局で取りまとめ、改めて地域を育む施策をどのように整理し、それを踏まえた意見具申をどのように取りまとめていくのか、その大枠及び骨子となる部分について、事務局で案を整理しておりますので、まずは事務局からそのことについてご説明をお願いします。

○事務局　障がい福祉企画課でございます。事務局から「地域を育む施策の整理と意見具申の取りまとめについて」、整理したものをご説明させていただきます。

　まず、事務局の整理として大きく３つに分けて整理をしております。

　１つ目は、地域を育む施策というものをどのように整理するかという観点から。２つ目は、取りまとめていただきます意見具申の方向性をどのようにするかという点。最後に３つ目ですが、計画の骨子となります基本理念や基本原則、また、各生活場面の目指すべき姿というものをどのようにしていくのか、という観点から整理をしております。

　それでは、まず１点目の地域を育む施策の整理についてでございます。これについては、これまで計画部会で３回ご議論をいただきました。

　まず、５月に行いました第１回の部会についてのご意見でございます。点字資料では２ページでございます。

　このときの意見では、地域を育む施策の推進について幅広くご意見をいただいたところで、その中で主だった意見として、安全に安心して生活できる地域基盤づくりであるとか、障がい福祉サービスが適切に提供される地域環境づくりが必要といった意見が出ております。また、ユニバーサルデザインの促進でありますとか、障がい福祉分野における先進技術の活用の検討が必要である、障がい理解や合理的配慮の普及にもとづく、差別、虐待のない地域づくり、このようなことが必要であるとの意見が出たところです。

　次に、７月に行われました第２回の部会についてでございます。点字資料では３ページでございます。２回目と３回目、それぞれ生活場面についてご議論をいただいたところです。

　まず第２回目の部会ですが、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」についてご議論をいただいたところです。

　主だった意見としては、障がい福祉サービスを切れ目なく受けられる環境整備が必要である、人材確保に向け処遇の改善、資質の向上、負担軽減に向けた取り組みが必要である。また、関係機関との連携が必要である、その連携によって、防災での視点、その体制の強化が必要であるといった意見も出たところです。

　また、障がいの理解の促進であるとか、障がい者の権利擁護に向けた一層の取り組みが必要である、このような意見が出ております。

　点字資料では４ページになりますが、読書バリアフリー法への対応であるとか手話の普及、このようなことで、すべての障がい者に対する情報保障であるとか設備等のユニバーサルデザインの推進が必要である、このような意見が出ております。

　続きまして、９月に行われました第３回の部会ですが、点字資料では５ページです。

　ここでは、生活場面Ⅱ「学ぶ」、Ⅲ「働く」、Ⅳ「心や体、命を大切にする」、Ⅴ「楽しむ」についてのご意見をいただいております。

　この中での主だった意見として、個性や違いを認める教育であるとか、排除しないインクルーシブ教育の必要性、また、教育の各段階から卒業後の生活までをつなぐ一貫した支援体制の構築、地域と学校の連携、そのような視点も必要であるといったご意見。

　また、就労につきましては、個人の特性に応じた就労支援、それぞれの関係機関が連携した職場定着、社会復帰の促進、このようなものが必要であるという意見が出ております。

　また、学校や職場、医療機関における障がい理解、合理的配慮普及に向けた取り組みが必要である、このような意見も出ております。点字資料では６ページにかけてでございます。

　また、同じく医療では、障がい者の尊厳を守って適切な医療を受けることができる支援が必要であるとか、全般に対して、すべての障がい者が生き生きと活動し楽しむことができるような環境の整備が必要である、このような意見が出たところです。

　３回の議論を踏まえまして、事務局として、この地域を育む施策の整理についてどのように考えるか、整理したものがこの資料の下のほうです。点字資料では７ページです。

　事務局が整理をしたところでは、地域を育む施策というものは、「多様な主体が障がい者の権利、尊厳を保持し、社会的障壁の除去、改善に努め、合理的配慮を追求していくことで、包容力のある地域と真の共生社会の実現を目指していくもの」として整理をしております。

　この地域を育む施策ですが、２つの側面から考えてはどうかと、大きく２つに分けて整理をしております。

　まず１つ目に、地域を育む施策における各主体の共通認識から考えてはどうか、と整理しております。

　具体的には、障がい者の命と尊厳の保持、障がい理解の促進、合理的配慮の追求、関係機関による強固なネットワークの構築、このようなキーワードで整理をしてはどうかと考えております。

　具体的には、点字資料では８ページに書かれておりますが、虐待の防止であるとか住宅の入居差別や施設コンフリクトの解消、市民後見人、優生保護思想の是正、災害時支援体制、地域で孤立する当事者や家族の把握と切れ目のない支援、行政機関の連携、地域移行の促進、重度化・高齢化への対応、地域間格差の是正など、といった点が考えられます。

　このような点を踏まえまして、計画の新たな理念として、計画の理念であるとか基本原則に反映させるべく、意見具申で提言をいただいてはどうかと考えております。

　次に、もう一つの側面で、地域を育む施策を実現するための環境づくり、各生活場面を補強するツールから考えてみてはどうか、ということで整理をしております。これについては、人材の確保と育成、ユニバーサルデザインの推進、ＡＩやロボット等の活用、大阪全体の支援体制の強化、というキーワードで考えてはどうかと思っております。

　例としまして、福祉と防災、教育、労働との連携、相談支援の質の向上、地域生活支援拠点づくりの整備の促進、重度化・高齢化に対応した支援体制の整備、卒業後の学びの場の確保、人材確保に向けた取り組み、処遇改善、資質向上、公共交通機関施設のバリアフリー化、表示等のユニバーサルデザイン化、読書バリアフリー法への対応、ＡＩ等の積極的活用、言語としての手話の普及促進などが考えられます。

　このような視点から、各生活場面と連動させながら、今の現行計画である第４次の後期計画への整備を、さらに具体化していき、意見具申でご提案いただいてはどうかと考えております。

　次に２つ目の整理です。意見具申の取りまとめについて記したものでございます。資料１‐１の右側です。点字資料では１０ページです。

　この地域を育む施策の整備を踏まえまして、どのような形で意見具申を取りまとめていくか、ということです。

　まず１つ目は、意見具申というのは、本編、参考資料の構成として、本編というのはこの計画部会における委員の意見をまとめたものとしてはどうかと考えております。

　２つ目の参考資料は、２項目に分けて考えてみてはどうかと、まず１点目は、これまでの部会の審議の経過と委員名簿を記載する。

　参考資料の２つ目ですが、これについては、この「障がい者施策推進協議会」と、また別の協議会である「自立支援協議会」、それぞれに部会が設けられておりますので、その部会における審議内容などを整理をして、府の施策を体系化して資料化してはどうか、と考えております。

　また、この検討部会における委員の意見というのは、それぞれ「障がい者施策推進協議会」であるとか「自立支援協議会」、この各部会個別で審議されているものもございまして、この次期計画である第５次障がい者計画に、それの全体を網羅する必要があるという考え方からも、このような整理をしているところです。

　それでは、具体的な意見具申の取りまとめのイメージでございます。点字資料では１１ページです。

　まず、意見具申の構成としては、本編として５つの項目、参考資料として２つの項目で整理をしております。

　本編の１つ目の項目ですが、計画策定にあたりましては、この本編に盛り込む内容としては、計画策定の背景等を記載してはどうかと考えております。

　次に本編の２つ目でございます。点字資料の１２ページです。

　次の第５期計画の構成に関する提言として、「基本的には現行計画の構成を継承すると記載してはどうか」と考えております。また、地域を育む施策については、２つの視点で提示してはどうかと考えております。

　１つは、地域を育む施策における共通認識として、これに関しては基本理念、基本原則に反映するという点でどうかと思っております。

　もう一つは、地域を育む施策における環境づくり、補強ツールとして、これは現行計画、第４次後期計画の課題整理を具体化し、各生活場面を補強してはどうか、と考えております。

　次に、本編３つ目の項目でございます。点字資料では１３ページです。

　重要事項に関する提言として、基本理念、基本原則、計画期間について盛り込むべき内容をどのようにするか、ということですが、これについては、現行計画の内容を尊重しながら、地域を育む施策の整理を通じて、新たに盛り込む視点を踏まえて記載してはどうか、と考えております。

計画期間については、６年間とすることについて記載する予定です。

　続きまして本編４項目目、点字資料では１４ページです。施策の推進方法に関する提言です。

　これについては３つありまして、「最重点施策について」、「地域を育む施策について」、「各生活場面について」でございます。

　まず１つ目の「最重点施策について」ですが、これは、基本的には現行計画を継承するということで整理をしてはどうか。

　２つ目の「地域を育む施策について」は、現行計画で整理をしましたが、課題認識の各項目について、この計画部会での意見をまとめていただく。具体的には、各生活場面と同じように整理をして、具体的な目指すべき姿、今後の課題、施策の方向性、具体的な取り組みと目標を記載してはどうかと考えております。

　３つ目の「各生活場面について」は、現行計画の生活場面の構成に沿って、それぞれ意見をまとめていただく、と考えております。

　次に本編の最後の項目、５項目目でございます。点字資料では１６ページです。

　その他計画全般に関する提言としまして、これまでの１から４項目まで以外の内容について、「全体に関する意見」のご意見をまとめて整理をしてはどうか、と考えております。

　続きまして参考資料の２つの項目について、まず１つ目の項目です。点字資料では１７ページです。

　まず、計画検討部会についてですが、これは審議日程、内容、委員名簿を記載する。

　２つ目の項目の関連部会等における審議内容についてですが、これについては、それぞれ体系化して資料化をする。ということで整理をしてはどうかと考えております。

　このような取りまとめイメージを、来年１月末開催予定であります第５回目の計画部会において、意見具申案として事務局案を提示したいと考えております。

　続きまして３つ目の整理です。資料では資料１の２です。点字資料では資料１‐２の２ページです。

　まず、次期計画の「第５次障がい者計画」の基本理念、基本原則、各生活場面の目指すべき姿というものを整理しております。

　まず１点目の「基本理念」でございます。点字資料では２ページです。

　これにつきましては、次の計画については「理念・目指すべき姿」として、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」と整理をしております。今の現行計画の基本理念の中に、地域を育む視点を盛り込むとなっており、その中に、「すべての」と「包容され」という視点を盛り込んだ、ということでございます。

　これは、「誰一人取り残さない」ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の理念でありますとか、孤立を防ぎ、サービス等の支援を行き届かせる、というようなこと。また、「包容され」については、すべての人が支え合って生きるインクルーシブな社会が実現する、このような視点、考え方から整理したものでございます。

　続きまして「基本原則」でございます。点字資料では４ページです。

　これについては、次の計画では５つの項目、現行の計画でも５つの項目ですが、（１）障がい者差別・虐待の禁止と尊厳の保持、（２）合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実、（３）多様な主体の協働による地域育成、（４）あらゆる分野における大阪府全体の底上げ、（５）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現、と整理してはどうかと考えております。その視点・考え方ですが、点字資料では５ページから６ページでございます。

　これについては、地域を育む視点を盛り込むということで、目指すべきゴールは、共生社会であることを意識しながら記載の順番を変更しております。

　また、この共生社会の実現に向けては、地域全体での意識醸成であるとか、連携・協働が不可欠ということ、また、地域を育んでいく意識を地域全体で共有すること、このようなことが必要であるだろうという点。また、これに加えて、地域社会における多様な主体が、それぞれ必要な役割を果たしていけるよう、市町村と大阪府がより連携をしながら、大阪府全体の底上げにつながる環境整備に取り組んでいく、という考え方から整理したものです。

　続きまして、それぞれの生活場面ⅠからⅥまでございますが、まず１点目「地域やまちで暮らす」についてでございます。点字資料では７ページです。

　これについては次の計画で、「障がい者が希望する場所で快適に暮らしている」と整理しております。

これまで３回の部会の意見で、障がい者本人が望む暮らしの確保であるとか地域移行の推進、入居施設の地域での役割、このようなことのご意見をいただいておりますので、地域移行、施設から地域へ生活の場を移すことだけではなく、希望する場で暮らしの支援をしていくこと、という視点、考え方から整理したものです。

　続きまして生活場面Ⅱ「学ぶ」です。点字資料では９ページです。

　これについて次の計画では、「障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる」と整理しております。

　これについては、部会の委員の皆様から、インクルーシブ教育を排除しない教育と捉えるでありますとか、学習環境の整備が不十分な状態でのインクルーシブ教育を議論してはいけないであるとか、学校卒業後の学びの確保、充実が必要、また、多様な進路選択を可能にする、学齢期から職場定着までを見据えた支援が必要、このような意見を踏まえまして、引き続き、「障がいにより学習の機会や選択肢が限定されることなく、幼児期から社会に出るまで、一貫して、また生涯を通じて、排除されることなく学びの機会を得ることができる」という視点、考え方から整理したものです。

　続きまして生活場面Ⅲ「働く」でございます。点字資料では１１ページです。

　これにつきましては次の計画では、「障がい者が様々な場所で能力や適性を生かして生き生きと働き続けていると整理しております。

　これにつきましては部会の皆様から意見として、働く事は義務ではなく権利なんだ、自分の成長であるとか人生の豊かさを感じることができるような就労の場の確保が必要であるとか、企業側では、障がい者雇用であるとか合理的配慮についての意識を変えていく必要がある、このような意見が出たところで、これを踏まえますと、企業等の障がい理解がさらに広まって、障がい者への合理的配慮が実践される、また障がい者の様々な場で働くことができる、働く機会を得ることができる、生きがいを感じながら働いき続けていける社会を目指す、このような視点、考え方で整理したものです。

　続きまして生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」でございます。点字資料では１３ページです。

　これについて、次期計画では、「障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる」としております。

　これにつきましては、部会の委員の皆様方から、医療機関や医療従事者のさらなる障がい者の理解・促進、合理的配慮の観点、コミニケーションや情報保障の視点が必要であるとか、検診における早期発見、その後の相談や支援結びつくことが必要である、という意見が出たところです。

　それを踏まえますと、引き続き「障がい者が必要な医療と相談をいつでも受けることができる社会の実現に向けた取組みを進めていく」ということの視点、考え方から整理したものです。

　続きまして生活場面Ⅴ「楽しむ」でございます。点字資料は１５ページです。

　これについて、第４次後期計画では、「障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している」と整理をしております。

　部会の皆様からの意見として、様々なことを経験できる環境が保障された地域設計が必要であるとか、多様性を認める視点で、余暇という言葉を生きがいの時間などとしてはどうか、このような意見を踏まえ、障がい者の生活の質の向上でありますとか、余暇活動の選択肢を増やす、経験のできる環境の整備が必要、このような視点、考え方から整備をしたものです。

　最後の生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」です。これについて、次期計画では、「障がい者が尊厳をもって社会に参加し、誰もが障がい者への合理的配慮を実践している」と整理しております。

　これにつきましては、部会での意見では、障害者権利条約の理念が反映されたものであるとか、合理的配慮促進に向けた取り組みが必要である、また、バリアフリー化への情報保障などの視点も必要、このような意見を踏まえ、障害者権利条約の趣旨である「障がいに基づくあらゆる差別の禁止」、「障がい者が社会に参加し包容されることを促進する」という基本理念に合わせた表現に変更する。このような視点、考え方から整理したものです。

　最後に「地域を育む施策」で、これは点字資料では１９ページです。

　これにつきましては、「多様な主体が協力し、障がい者の暮らしを支えている」と整理しております。部会の意見では、福祉と医療だけではなく、教育・就労など、様々な分野で連携をすること、また、社会における様々な課題を抱える主体が共通する課題を認識することが必要である、また、子どもから大人までの切れ目のない支援であるとか、それぞれの関係機関が連携して、必要なサービスを適切に受けることができる、このようなことが必要である、という意見を踏まえまして、地域共生社会を実現するためには、障がい者の尊厳が尊重され、誇りをもって社会を構成する一員としてあたりまえに生きていける地域を育んでいくことが重要。そのためには、大阪府はもとより、市町村や障がい福祉サービスを提供する事業所などの関係者はもとより、障がい当事者を含めたあらゆる府民・様々な主体が自らの役割を自覚し、協力・協働して、社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていく、このような視点、考え方から整理したものです。

　以上で資料１‐２につきまして、次期計画に向けた基本理念、基本原則、各生活場面の目指すべき姿というものを、それぞれこれまで３回の部会の委員の皆様からいただいた意見をもとに整理したものでございます。

　事務局からの説明は以上でございます。

○黒田部会長　ただいま、事務局から大きく３つの説明がありました。１つ目は地域を育む施策をどのように整理するのか。２つ目は意見具申の構成をどのようにするのかという説明でした。３つ目が計画の骨子となる基本理念や基本原則、各生活場面の目指すべき姿をどのように捉えるのかということでした。

　３つありますが、それぞれ順番に議論していただくこととしたいと思います。時間的には、最後の３つ目を多く取りたいと思いますので、後から、１つ目や２つ目の意見を戻ってもらっても構いませんので、順番に沿って議論をしていただきたいと思います。

　まずは資料１‐１の左半分と参考資料に関して、「地域で育む施策の整理について」、事務局では資料１‐１の左下に記載しているような整理をしております。説明を繰り返しませんが、これについて、内容はこれでいいのかということ。あとは、大きく２つに分けていて、後の構成とも関係してきますが、この大きな２つの分け形でいいのかどうかについてご意見をいただけたらと思います。

　挙手いただきたいと思いますのでご意見がありましたらお願いいたします。

○委員　よろしくお願いいたします。

　今回の「１．地域を育む施策の整理について」ですが、囲み書きの「多様な主体が障がい者の権利・尊厳を保持し、社会的障壁の除去・改善に努め」のところですが、もう少し書いていただければと思います。

　「多様な主体が連携して、障がい者の権利と尊厳を保持し、合理的配慮を追求していくことで社会的障壁の除去・改善を推し進め、孤立を防ぎ命を守る包容力のある地域と、真のインクルーシブ社会の実現を目指す」のように書いていただければと思います。

　もともと「地域を育む」の章は、後期計画では、生命に関わる痛ましい事件、相模原事件であるとか、監禁死亡事件であるとか駅ホームからの転落事故、それから８０５０問題や災害の問題、障がい者の命が脅かされるというところから出発して書かれており、だからこそ安全確保や差別解消、関係機関の連携構築は、もはや待ったなしだと書かれておりますし、また、障がい者はその存在を脅かされることなく、差別や嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って社会の一員として当たり前に生きていけるとか、それから、自立支援社会の実現に向けた歩みをさらに加速していく、命や尊厳を脅かす出来事に決してゆるぐことのない自立支援社会の実現を目指す、というように、割と危機感を持って書かれておりまして、結構良い決意と言うか意気込みを示してもらっていましたので、そうしたところの文言が、今度の共通認識にも、ぜひ継承されて書かれるようにしていただければと思います。

　とりわけ、この間の自然災害や８０５０問題というのは、さらに深刻化してきてきているところもありますので、そのような危機意識や表現を薄めることなく、これらの文脈や文言を踏襲して、新計画の基本理念、基本原則に反映していただきたいと思います。

　それから「環境づくりツール」のところは、ロボットの活用という言葉が出てくるのですが、少しどのようなことかよくわからないのですが、よく、介護などの人手不足の代替案のような形もあったりするので、少し、ロボットという表現は誤解を招かないかな、ということで、ここは「先進技術の活用」ということで良いのではないかと思います。

　２番目の「意見具申の取りまとめについて」もよろしいですか。

○黒田部会長　それは後で伺います。

　地域を育む施策の囲みの部分について、少し書き留められませんでしたが、多様な主体の連携、という言葉であるとか、命を守る、そのための孤立を防ぐというような、もう少し危機感を持った表現を加えてもいいのではないか、という意見だったかと思います。

　後は、ロボットの部分も、もう少し詳しく説明をするか、先進技術に置き換えるか、という話かと思います。少し検討をお願いします。

　ほかにご意見がございましたらよろしくお願いします。

○委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。

　すでに文面の中には、そのように読めるところもあるのですが、ライフサイクル、特に６５歳問題が必要と解説をしていただければと思います。

　後期計画には最後に載っておりました、防災や駅ホームからの転落に対する大阪府としても、具体的に載っていたのですが、この辺の部分を、もう少し緊張感を持って書いていただければありがたいかと思います。以上でございます。

○黒田部会長　それも少し検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

　ほかはいかがですか。

○委員　四角囲みの「地域を育む施策とは」の定義付けのところですが、その資料の「多様な主体が」という部分ですが、これは後の３番目でも、大きな目標に基づいて、具体的なところでも「多様な主体」というものがいくつか出てくるのですが、やはりここでは、言わずもがなでつくられていると思うのですが、いわゆる障がい当事者の方達とか、つまり、ここで障がいのある人の側とそうでない多様な主体といったものを、何というのか、区分して書かれるのではなく、当然、障がいのある人をここに含めた書きぶりということに、多分、意味としてはそのように私は取るのですが、もう少し表に出てこないと、何かする側とされる側といったような、そのような捉え方が出てくるのかなと思うのです。

　やはり主には、障がいのある方への合理的な配慮の追求であるとか社会的障壁の除去、そのようなことを進めていくという、主体そのものがさまざまにあって、そこに、何というのかよく言えば、その力を持った人たち、いろいろな社会的構造の中で支配的な力を行使できる人たちがそのようなことを進めないといけない、ということは分かるのですが、一方的に障がい者の方々が受ける側だけなのかと言うとそうでもないと思うのです。

　多様な主体といったものが、やはりそこで多様に存在している人たちであって、その中でも特に、施策を進めるにおいて、責任や力を発揮しないといけない人たちが特にいるわけなのですが、どのように言っていいのかわからないのですが、表に出せれば良いかと思いました。

○黒田部会長　多様な主体の捉え方が人によって様々になってしまうのかと思いますので、今おっしゃっていただいたように、障がいのない人と捉える人もいれば、障がいのある人も含めて全ての人と捉える場合もあると思いますので、その辺、委員の意見では、両方ををきちんと含んだ形ということだと思いますので、少し表現を検討してもらえればと思います。他はいかがでしょうか。

○委員　人材の確保の視点について「働く」場面もそうですが、障がい者を支援する人たちの育成、そのような意味が強く出ていると思います。

　そうではなく、障がいを持っている障がい当事者が、例えば、人材不足の介護福祉分野の資格が必要な仕事、そのようなことを希望される場合もあります。

　福祉の現場であるとか実習の保証、また、障がいを持っている人が参加しやすい実習環境をつくっていくこと、そのような配慮が今はまったくありません。資格を取りたいという夢を持っていても、そのことによって諦めている人もいます。支援をするのは健常者だけではなく、障がい者自身も、自分と同じ障がいを持っている人とともに、その人たちを支援していきたいということです。

　聞こえない者が、手話を言語として、共に行動できる支援をしていける、そのような働く場が必要だと思っています。障がいを持っている人が資格を取る、もっと支援ができるような、そのような人たちを支援するような、そのような考え方も必要だろうと思います。

○黒田部会長　確かに人材の確保と育成のところで、これまで障がいのある方を障がいのない方が支える、という印象が強かったかと思いますので、障がいのある人も様々な資格を取って働くということが重要だと思いますので、これも検討をお願いします。

○委員　地域を育む施策を膨らませていただき、２つ目のところに、毎回提案をしておりましたが、人材の確保と育成ですとかＡＩなどのことも入れていただき、ありがとうございました。少しこれは個人的な感想ですが、地域を育む施策の中に入れ込むと少ししんどいかな、ということも若干感じております。

　この計画は、スタートを考えると、これから６年先、７年先の社会をイメージしてつくるものだと思いますので、そのような意味で言いますと、それぐらいの時期に、私たちの社会がどのように変化しているのかということを、もう少し捉えないといけないのかと思います。

　そうしますと、今、例えばＡＩは最先端の技術のように言われますが、普通に生活の中に入ってきていますし、あるいはＩＯＴ、そのようなものも取り入れて、多分、生活は今とは違う姿になっている可能性も高いと推測しているのです。

　とても急激に変わることかもしれないのですが、それこそ自動運転、バスの自動運転がもう実現しております。そうしますと、障がい者の外出のスタイルも、多分、相当変わってくるのではないか。この自動運転の技術を使って相当変わってくるのではないかと。あるいはコミニケーションも、アプリがたくさん出ていまして、相当変わってくるのではないかと思います。

　そうしますと、単に「地域を育む」という項目だけではなく、新たに「普通に社会で使っている技術を障がい者も使う」、そのような視点で、項目を１つ起こしてほしいなと、私は感じております。

　それと、それを支える人材は、やはり深刻な問題でありまして、６年後、７年後に、この制度を支える人材は大丈夫かと、本当に思うのです。

　そのような意味で、本気になって人材の確保と育成というものを、もう少し踏み込んでぜひ書いていただきたいと思っておりまして、そうしますと、「地域を育む」１本だけではなく、地域を育むということと技術を利用・活用するということ、人材の確保と育成する、３本だてにこの部分はしていただけないかと思っています。以上です。

○黒田部会長　人材の確保と育成を３つ目にしてはどうか、というご意見かと思います。

　あとは、ＡＩや自動運転技術など、未来と言うか、今も進んでいるけれど生活が変わっていくあたりについて、１つ項目をあげてはどうかというご意見でした。これも検討したいと思います。他にいかがですか

○委員　少しだけですが、私からも発言させていただきます。

　地域を育む施策の太枠の定義の部分、先程のご発言にも関係してくるかと思うのですが、この施策としてのゴール、「真の共生社会の実現を目指していく」という書き方となっているところだと思います。

　どうしても「障がい者計画」という内容上、障がいをお持ちの方と健常者の方、そのような関係性というところにどうしても共生社会というものが関連付けられるようなところもあるのかなというところがありますが、国が目指している共生社会というのは、単に健常者と障がいをお持ちの方だけの関係ではないはずと思います。

　その辺も含まれて、前回の計画の中にも、参考資料として、「共生社会とは」と１ページをとって解説があったと思うのです。

　国が進める具体的な共生社会というものが、一体どのようなものなのか。障がい者施策だけではなく、いろいろなものも含めてのことだということは、改めて第５期の計画にも盛り込んでいただければと考えております。以上です。

○黒田部会長　また後で「地域を育む施策の整理について」に戻りたいと思いますので、２番目の意見具申のとりまとめの構成案について、先に議論を始めたいと思います。

　構成案に関して、関連して、地域を育む施策の内容についてご意見をいただいても構いませんので、２つ目の構成案についてですが、資料１‐１の右半分の辺になります。

　第１回目の部会において、大筋では、現行計画の構成等を継承していくということで認識をいただいてると思いますが、これまでの本部会でのご意見、地域を育む施策の整理を踏まえて、「第５次障がい者計画」においては、新たな視点や整理をしていくべく、意見具申で提案をしていくことになると思います。

　先ほど事務局から説明がありましたように、構成案の本編の２に、地域を育む施策を今回はどのように整理するかということを、ここでコメントをして、３番目の基本理念、基本原則のところに、先ほどご意見ををいただきました地域を育む施策の共通認識の部分を組み込む形にして、４番目の施策の推進方向に関する提言の中で、今の案では２番目に来ていますが、地域を育む施策の②のあたりのことを構成案として組み込んではどうか、ということが事務局から出てきている構成案です。

　この内容でいいのかどうか、もう少しこのようにしたらどうか、というご意見を、内容を踏まえていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員　よろしくお願いします。前の第４次の計画の中にありました、いわゆる「わかりやすい版」をつくっていただけるよう、ぜひともお願いしたいと思います。

　とりわけその中でも、白杖を持ったキャラクターが載っておりました。視覚障がい者の場合は、多くの人が白杖を持っているわけですが、この白杖についての意味合いが、残念ながら、まだ十分に啓発されていないかと思います。わかりやすい版をつくることによって、より啓発が進むと思いますし、ぜひとも、後世の中の最後のところ、または一番トップに、わかりやすい版をぜひともつくっていただき、その中に、白杖を持ったキャラクターを載せていただけることを提案したいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長　「わかりやすい版」、概要版であるとか、もしくは理解がしやすい書き方になっている版ということですね。それも、最終的にはつくられるかと思いますので検討を進めていただきたいと思います。

○委員　わかりやすい版と概要版は多分違うと思います。概要版は概要版であって、わかりやすい版は、特に、知的障がいの方にもわかりやすいような表現で、やさしく書いていただいて、漢字にはルビを打っていたりあるいは分かち書きをしたりイラストを入れたり、そのような配慮をしていただきたいなというのは同じ意見です。

　それと、前回の計画に、具体的な施策がそれぞれ組み込まれて、大変分厚い計画になっていたと思います。今回、これはどのようになるのでしょうか。

　私の提案として、参考資料の３つ目にそのような施策集を、具体的な制度というか施策集を、参考資料の３番目に出ていただければ、いろいろなことが、進捗管理がしやすいのではないかと思います。

○黒田部会長　事務局で、今のところの考えはありますか。

○事務局　事務局です。この意見具申の案を踏まえまして、来年度に計画を具体的に策定していくのですが、実際、今の現行計画では、それぞれの生活場面の後に施策というものを整理をして並べているのですが、この取り扱いをどのようにするか、われわれ事務局としては、施策というのは、その施策の進捗状況を管理するために、一定、盛り込む必要があると考えているのですが、それをよりわかりやすくするという視点で、いろいろとご意見をいただきましたら、そのような視点を踏まえて、一度整理をしたいと思っております。

○黒田部会長　先ほどは続きでしたがいかがですか。

○委員　計画策定にあたってというところで、「障害者権利条約」の批准とか、相模原事件、強制不妊手術なども入れてもらえたらと思います。

　地域を育む施策の順番ですが、意見具申では最重点施策があってその次に、となっているのですが、資料１‐２では、地域を育む施策が最後に来ているのですが、この辺はどのように整理されるのでしょうか。

　前にも言いましたが、地域を育むというのは、もともと、国が言う「我が事・丸ごと」という話を全面展開されたのです。それが「我が事・丸ごと」というのは、結構、地域任せというようなこともありましたので、それを載せるのではないだろうということから、今回の文章に後期計画はなりましたので、そのようなことのないようにお願いしたいと思います。そちらに戻ってきている気もしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○黒田部会長　資料１‐２では「地域を育む施策」が「生活場面」の後に来ている。資料１‐１の１枚目の右側では２番目に来ている、ということなのですが、どちらかということをまだ決めているというわけではないと思うのですが、ただこのような順番になっているということだけのことでしょうか。

　基本的には、構成案の資料１‐１の右側が構成案なので、今のところは２番目に持ってくる、ということが事務局案なのかと思います。他にいかがでしょうか。

○委員　構成の本編３で、重要事項に関する提言という項目がございます。施策の推進方向に関する提言４で、「２．地域で育む施策について」、先程の内容では、理念もこの中で問うていくということでしたので、内容が同じようなものになるのか、ならないのかで、この地域を育む施策についての位置を変えたほうがいいかと思っています。

　例えば、重要事項に関する提言の基本理念と、地域を育む施策の内容が似たようなものになるのであれば、地域を育む施策というのは最後の項目に、２番ではなく３番で表現するのが良いのではないかと思います。

○黒田部会長　他に、順番に関するご意見等がありましたら、今お願いします。他にはないですか。どうぞ。

○委員　もともと、地域を育むの部分が、どのように展開されて基本理念や基本原則、推進施策の方向に入れられるのかによって順番が変わってくるのかと理解しているのですが。

○黒田部会長　この資料１‐１の事務局案では、左にあります地域を育む施策の中の①の共通認識の部分が、主にこの本編３に入ってくる形かと思います。

　地域を育む施策②で整理されている環境づくりや補強するツールの辺りが、本編４‐の番目か３番目にくる地域で育む施策に入ってくるのかと思います。

　その場合に、地域を育む施策②、現時点での項目では、人材確保と育成、ユニバーサルデザインの通信やロボット等の活用、大阪全体の支援体制の強化。例としていくつか上がっていますが、この項目を、本編４の生活場面の前にするか後に持ってくるか、ということになってくるかと思います。

　ですので、地域を育む施策の②のところが、かなり総論的なといいますか、細かな項目でないのであれば２番目に持ってきて、３番目の各生活場面についてで、より細かく連続していくということが良いのかと思いますし、②の整理の部分が各生活場面についてと同じように細かな内容になってくるのであれば、３番目の各生活場面の後に持ってきてもおかしくはないのかと思っていますが、これは、実際に書いてみないとわからないというところもありますね。

○事務局　事務局でございます。先ほど部会長におっしゃっていただいたように、この地域を育む施策について、どこまで議論が深まるかということに尽きると思うのですが、その中で、より理念に近い内容になるということになれば、この基本理念の中に包含されていくことなのですが、いやいや、整理の中で地域を育む施策というものを、よりブレイクダウンして、具体的に書いていくということになれば施策と言う整理で、この各生活場面の下に持ってくるということも、可能性としてはあります。

　これについては、今回ご議論いただいているのは意見具申の内容でございますので、意見具申の中でしっかりとこの議論を深めていくという内容と合わせて、来年度、計画を具体的に形作っていく、規律をしていく際に、もう一度、並びといいますか、どこまで何を記載するのかという議論も、一度整理が必要になるかと考えております。

○黒田部会長　今の話を踏まえましてほかにご意見がありましたらお願いします。

　とりあえずは、意見具申の段階で、この事務局の案のような形でまとめていただいて、実際の計画づくりで、さらに計画策定の段階で、より議論が深まっていけば、計画の段階では構成も変わっていく可能性があるということですね。

○委員　順番の話のまとめに入っている中ですみません。

　施設支援の側の観点で言いますと、個別課題は地域課題であるとのことで、先ほどご意見のあった、どのようなまとめ方になるかということはあるかと思うのですが、そのようなところから行きますと、環境があって個別の課題ということでいくと、地域を育むというのは２番目という書き方だと思うのですが、個別が先ではなくて環境が後という思いは、現場では若干あるかと思っています。

○黒田部会長　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　とりあえず、この構成で、一度つくってみて、次回に、できれば冊子のような形で提示させていただいて、事前に配布されると思いますので、それを読んでみて、やはり、少し変じゃないかということがあれば、そこから組み替えることも可能だと思いますのでまずは、この内容でいってもよろしいでしょうか。

　あとは、先ほど、おっしゃっていただいたような１つ項目を、将来の生活像のようなことを、もしどこかで書けるようなものがあれば、項目を立てるか、どこかに１つ、大きな段落をつくるかということになるかもしれませんが、これもまた検討していただければいいかと思います。先に進めます。１つ目と２つ目に戻っていただいても構いませんので、資料１‐２の３つ目の項目に進めたいと思います。

　資料１‐２で、「第５次障がい者計画」の基本理念、基本原則、各生活場面の目指すべき姿というところで、第４次後期計画と第５次、今回の計画で、どのように理念、目指すべき姿が変わっているかが比較できるように書かれています。その内容についてご意見をいただければと思います。こちらも、挙手でお願いしたいと思います。

○委員　風邪をひいて声が聞き苦しくて申し訳ございません。

　まず表の生活場面のⅤ「地域やまちで暮らす」ですが、第４次計画の地域という言葉から、希望する場所でという言葉に変えられている点です。

　この点は、「障害者権利条約」においても、誰とどこで暮らすか、選択の機会ということで、本質的な議論としてはこれで正当であると考えるのですが、やはり、あえて、地域という言葉に変わるということで、希望するという点が実質的に保障されているかどうか、ということが大事になってくるのかと思います。

　実際には、長く施設にいらっしゃる方については、地域での暮らしがイメージできなくて、それで「ここでいいです」というお答えをされるケースも、当然含まれているかと思いますので、この言葉をどのように直すことがいいのかというのは、結論めいたことはわからないのですが、希望する場所というのが真実の選択の機会、実質的なものであるということを留意する表現になる必要があると考えます。

　もう一つですが、生活場面Ⅲ「働く」の場面です。

　国においては、今回、「障がい者が様々な場所で能力や特性を生かして」という形で書かれており、この様々な場所でという点ですが、様々な場所でとなりますと、取り方によっては、自宅のテレワークという意味だけに矮小化される可能性もあるのかなと考えられますので、この言葉の趣旨としては、おそらく、表現としては、様々な場面、場所、方法について、柔軟な選択肢を持って自己の能力や特性を生かして、どいうような形で、より明確化したほうが良いのではないかと考えます。以上です。

○黒田部会長　生活場面のⅠの希望する場所が、実質的に保障されているものであるのかどうか、少し言葉を換えてはどうか、検討してはどうかということと、「働く」の部分では、「様々な場所」、場所だけではなく、場面という言葉など、矮小化されないような形で検討してはどうか、というご意見だったかと思います。ただいまのご意見に関していかがでしょうか。希望する場所、様々な場所という言葉ですが。

○委員　今の表現の中で、様々な場所でということだけではなく、「本人が希望する」ということを入れないと、どこかに当てはめられてしまうという可能性も出てくるので、「本人が希望する様々な場所、場面で」ということが正しい表現だと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田部会長　私もそう思います。同じ意見だったかと思います。

　どうでしょうか。「地域やまちで暮らす」の希望する場所という表現は「地域」から変わっていますが、この辺はいかがでしょうか。お願いします。

○委員　今回、少しいろいろな意見をミックスしたりしたので、少しわかりにくくなったり曖昧になったり、ひょっとすると後退していないかと思われる部分もありまして、その１つが、今の「希望する場所」ということになるのかと思うのです。

　あくまでも、「地域の希望する場所で快適に暮らしている」、地域という言葉を入れていただきたいと思います。

　施設から地域へ、右側の視点のところですが、場を移すだけでなく、希望する場で暮らしの支援をしていくものと捉えた表現に変更とされていますが、ここの視点もやはり、本人が何十年も施設に入っていて、地域がイメージできるわけがないし、だからこそ地域移行は、施設、病院以外の、本人が望む場所にすべきだということで、地域移行と、地域という概念は限定されてきた経過があります。

　その表現も、地域移行とは、もう一度、生活の場を移すための支援だけではなく、個々人が地域で生活経験を積み上げていく、本人らしい生活づくりの支援であり、アプローチの段階から、地域移行を含め、地域の場で、希望する場で安心して暮らし続けられるよう、のような言葉を足していただきたいと思います。

○黒田部会長　特に「希望する場所」の前に地域でという言葉を入れてもいいのかなというご意見だったかと思います。

　これまでも、福祉の現場で、地域と言った場合、単に地域社会をさすだけではなく、障がい者福祉の場合は、施設と地域という比較があったかと思いますので、この中で「地域で希望する場所で」と言う事でもいいかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○委員　ここは非常に議論あるところだとは認識しております。私が個人的に思いますのは、希望する場所というのは、先程の委員から、実質的にそれが保障されているということが肝だ、というお話がありましたし、私も、それはそのとおりだと思います。

　ただ、希望するといったときに、その人のライフステージがいろいろと変化していく中で、その「希望」という内容も、大きく変化していくと思うのです。

　例えば、今、高齢者施設に入りたくても入れない人がたくさん待機として待っておられるケースもありますね。例えば、聴覚障がいの方が、同じ手話という言語を使って、きちんとコミニケーションできるような集団が保障された、そのような場で、例えば老後を暮らしたいと考えられる方も、多分いらっしゃると思いますし、単に、地域でということで逆に、孤立を生むようなことのないようにと願われる方もいらっしゃるでしょうし。

　話は違いますが、例えば日本語を母語としない、いわゆる外国籍の方の集団であるとか、何というか、一律にこうあるべきという形を、最初に決めてしまうのではなく、真に本人が望む、そのような場所がしっかりと保証できる、ここが大事な視点かなと思うのです。

　人間は生きて老いていく過程の中で、いろいろな要望というのは大きく変化していきますし、今は、ずっと長期間入院させられている、施設に入所させられている、このような環境は、一刻も早く改善しないといけない。

　ここは前提なのですが、やはり、その主体の多様な選択肢を保障していくということが、障がいのある方においても求められているのかなと、この点については、そのように思っております。

○黒田部会長　他の方はいかがですか。

○委員　同じ所の議論になりますが、施設という所が、今までの施設と違って、地域とともにということで、ずいぶん運動を始めているということも実際にはあります。

　私どもも、校区の皆さんと会議をして、住んでいる近隣の人たちとどのような行事をすればいいかとか、災害の時はどのように連携ができるか、といった話し合いにも出させていただいて、実行もしています。

　実際に、障がい者の入所施設から近隣の生活介護に通っている人もいますし、いろいろ、様々な形態、多様な生き方といいますか、生活の仕方が始まっている、というところに着目していただければと思うのです。

　病院や施設ということと地域が、完全に二分したものではなく、施設にいても地域に暮らしていけるんだ、ということを目指していくような、施設の運営も目指していってもらわなければならないと思いますので、ここで地域という文言にこだわりますと、目指すべきところもなくなってしまわないか、という懸念もあります。

　地域移行するということが、もともと目的だった、目標でしたが、最近では、だんだんとですが、施設ではない場所で、障がいの重い人も生活できるようにはなってきていると思うのです。そのような意味では、６年後ということを考えれば、施設も少し変わっているのではないか、ということで、地域という文言にこだわる必要は無いかと思います。

　別のところでもう１点、「学ぶ」のところで意見があるのですが、よろしいでしょうか。

障がいの程度で進路決定をしていた時期がありましたが、今は、本人もそうですが、ご家族、保護者のニーズで学校を選択する、ということが基本になってきています。

　そのような意味では、障がいのない人と同じ場で学ぶということだけが目標ではなく、あえて、支援学校とか児童発達支援センターなどを選択することも、子どもの頃は出てくると思うのです。

　文章表現だと思うのですが、「障がいのない人と同じ場で学ぶ」ということを強調するような文章、印象が残るような文書ではなく、障がいのある人が本人のニーズに基づいて決定ができる、そこを強調できるような文章に変えていただくといいなと思っています。以上です。

○黒田部会長　他の皆さんはいかがでしょうか。

○委員　地域とか、このような全体のところで、どこかで家族の支援や兄弟の支援とか、やはり、そのようなことを書いていただかないと、なかなかこれから障がいのある子どものことを考えると、８０５０問題でも、その辺が引っかかってくるのではないかと思っています。それで、地域が何とか、災害のときでも支援していただけるのではないかと思います。今までは、家族も障がいのあることを隠していることも多くありましたので、そのようなことがないような社会を目指して、ということをお願いしたいと思います。

　もう１点、「学ぶ」のところですが、学校卒業後の学びの確保ということをおっしゃっていますが、この頃は「生涯」ということで、生涯学習という言葉をよく使われますし、生涯学習センターというものが各市町村にあると思います。その場を借りて、いろいろなことを学んでいただけるようなお願いをしたいと思っています。そこで家族も、いろいろな事が学べるようなことも大事ではないかと思っていますので、その辺もよろしくお願いします。

○黒田部会長　前半の部分は、基本理念、基本原則の辺りに入るかと思っています。「学ぶ」では、生涯学習という、学校の教育の場だけではなく、卒業後の部分についての視点を持ってはどうか、というご意見だったかと思います。他はいかがでしょうか。

○委員　まず「地域やまちで暮らす」で先ほど言いましたが、希望する場所でということが一番望ましいのですが、現実は、精神障がい者の場合ですが、一人暮らしをするにも、現状は、賃貸住宅を借りるときには、必ず保証人が要るのです。これが親族しか保証人になれないし、後見人も保証人にはなれない。

　そうすると、病気が治ってきて、症状が良くなってきても、一人暮らしをするにも、自分の住む場所すらなかなか確保が難しい。この辺の制度、これもどこかに入れてもらえればと思います。どこに入るのかは、「地域やまちで暮らす」のところが正しいのか、どこがいいのか、僕も少し解りません。

　言いたいことが２つあるのですが、まず、医療の問題ですね。精神障がい者の場合、重度の場合は助成が受けられます。２級と３級は助成が受けられません。生活の困窮度ではさほど変わりませんので、やはり、２級と３級の医療費の助成は、これは公益社団法人　大阪府精神障害者家族会連合会、長いですが、大家連（だいかれん）は、毎年大阪府に要望書を出しているのですが、遅々として進まない。この状況をなんとか、どこかの文言で入れていただければと思います。

　もう一つ、「楽しみ」では、これもやはり重度障がい者は、精神障がい者の場合１００キロ以上は交通費が半額になります。知的障がい者、身体障がい者もそうです。しかし、精神障がい者は一級だけです。２級、３級は全額負担です。

　ですから、「楽しむ」と言いましても、せっかく、どこかへ旅行をしたいと思っても、大変な負担がある。収入等はほとんど変わりませんので、この辺の改善も希望しています。以上です。

○黒田部会長　これまでもご意見をいただいていたかと思いますので、おそらく文章化されたときには、具体的な内容として、視点や考え方を書くところで出てくるかと思います。他はいかがでしょうか。

○委員　私は、Ⅵの「人としての尊厳を持って生きる」のところです。文章の中ほど「誰もが」という表現になっていると思います。

　「誰もが障がい者への合理的配慮を実践している」正しいことだと思いますが、それぞれ、皆さんができる範囲、思いやりの心でできれば一番いいと思っていますが、合理的配慮をしなければいけないのは、各個人レベルだけの話でもございませんので、一個人ではなく法人、各種団体、地域コミュニティー、それぞれの面で、合理的配慮ということができると思いますし、取り組まないといけないところだと思いますので、誰もがという表現に、大阪府もいろいろと工夫をして、集約して落とし込んでくださっているとは思いますが、例えばこの表現を「誰もが」を「地域全体で」とか、そのような表現ということも、検討いただければどうかと考えます。以上です。

○黒田部会長　「誰もが」だと個人的にドライな印象なので、もう少し、法人や地域などを踏まえると、ほかの言葉も少し検討していいかなということだと思います。

○委員　基本理念の順番ですが、１番は障がい者差別・虐待の禁止と尊厳の保持ですが、障がい者の命と尊厳を守る地域の実現のような表現に変えてもいいのかと思います。育むの項目から持ってくるのであれば。

　その次に３番として、多様な主体の共同による地域支援力の強化のような表現のほうが良いかと思います。その次が４番で、あらゆる分野に大阪府全体の底上げとありますが、何の底上げかわかりにくいので、施策や基盤の底上げとしてもいいのかと思います。

　その次に２番が合理的配慮の追求によるバリアフリーの実現、５番が真の共生社会・インクルーシブ社会の実現にしていただければと思います

　それから参考資料や部会の意見でもこちらはぜひ入れていただければと思うことですが、地域での暮らしの確保に向けて受け皿の充実、グループホーム、小規模で個別支援を充実するようなグループホームをいかに増やしていくかということ、担い手の育成という視点ということ、それから地域移行で、この間、施設任せで、進んでこなかったということもありますので、当事者へのアプローチの仕組みと地域生活をイメージできるような意思決定支援ですとか、連携した取り組みという形にしていただければと思います。

　少し、わかりにくい表現が参考資料でも出てきます。「入所施設と地域の融合、差別の解消」とか、「入所施設と地域との活発な循環等による地域移行の推進と入所施設の機能確保が必要」という表現が少しわかりにくいと思います。

　あくまでも、長期入院の解消、地域移行を進めるというようなことは前提ですが、だからといって、施設に入って、長期入所の状態をつくるのでは元も子もありませんので、やはりそこは、施設を一定期間生活する場に位置づけて、地域で暮らすというようなことに持ってきていただきたいですし、今、８０５０問題などの緊急ケースがあることに対しては、一定期間、緊急の受け入れができるような場として、施設の役割を見直していくというような形で考えていただきたい。

　施設と地域というように分けるべきではないとは言われますが、もともと、施設に対して地域で暮らそうというような話が大前提でありますし、それをまたミックスするようになると、概念自身が、理念自身がぶれてしまうということになりますので、そこはやはり、施設と地域を分けて、地域であくまでも暮らすということを大前提にしていただかないといけない。ということと、もちろん、施設と地域が連携して、地域での生活を支えていくということは賛成ですが、そこの理念的なところがぶれないようにしていただければと思います。

　同様に、「学ぶ」ですが、「障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる」というところは、「障がいのある人がすべてのライフステージにおいて、障がいのない人と同じ場で学んでいる」としてもいいのかと思います。「排除されない教育」とも書かれていますが、これも明確に、「共に学び共に育つことから、排除されることのないインクルーシブ教育」というようにしていただければと思います。

　それから、「多様な選択肢から学ぶ機会を可能とすることがインクルーシブ教育につながる」とか「学習環境の整備が不十分な状態でインクルーシブ教育を議論してはいけない」と書かれていますが、そんなことを言っていると、「環境が整ってからでないと受け入れてはあかんのか」という話になりかねないので、受け入れを進めながら環境整備を進めていくというような視点でお願いしたいと思います。その辺のあたりが少し後退してきているのではないかと思えるところなので、特にそこは強くお願いします。

　あとは、「障がい特性やニーズに応じ、多様な進路選択を可能とし、学齢期から職場定着までを見据えた支援が必要」も、「共に学び共に育つことを前提とし、個々人の希望に応じ、多様な進路選択を可能」としていただきたいですが、要は、障がい特性やニーズを誰が判断するのか。周りの人が判断して、この人の障がい特性だとこうだとかああだとか、本人のニーズはこうだとか、というような話で分けられてきたような過去がありますので、あくまでも、「本人や保護者の希望に応じ」ということにしていただきたいと思います。

　記述の追加として、教育のところは先程から言っているように、すべての教育現場においてインクルーシブ教育を進めていく必要がありそのことを冒頭にしっかり明記していただきたいということ。支援学校を増やすのではなく、これから、地域の普通学校で受け入れて、インクルーシブ教育を進めていく取り組みが必要、ということを言いましたが、少なくともすべての教育段階において、インクルーシブ教育を進めていく必要があり、小学校から中学校、高校において、地域の普通学校で受け入れをしていくための取り組みの推進が必要、というように明記いただきたいと思います。

　「働く」ですが、「能力や特性を生かして」というのはもういらないのではないかと。いろいろな場所で、いろいろな場面で生き生きと働き続けている、というようなことでいいのではないか。今、通勤勤務の支援を検討いただいていると思いますが、そのようなことも少し入れていただければと思います。

　「心や体を大切にする」という所ですが、やはり拒否事例があるということは、この前のデータからも出ていますので、「障がい者が必要とする医療や相談を、拒まれることなく、しっかりと受けることができる」というような表現でいかがでしょうか。

　視点のほうも同様に、「拒否されることなく、障がい特性も十分に理解されたうえで、しっかりと医療を受けることができる」と加えていただければと思います。

　「楽しむ」ですが、「多様な生きがいの時間」と言われていますが、誰もが生きがいの時間を意識して楽しんでいるのかなあと思いますので、少したいそうかなと思いまして、「障がい者が様々な場で、他の人と同じように楽しめ、豊かに生活している」で良いのではないかと思います。

　視点でも、「障がい者が当たり前に、どこででも他の人と同じように楽しめるようにしていける環境の整備」、それから、ガイドヘルプも含めて言っていたと思いますので「支援の充実」という言葉も足していただければと思います。

　「人間としての尊厳を持って生きる」ということは、別に、社会に参加するだけではないので、「尊厳を持って生き、社会に参加し」のように変えても良いのではないか。

　「障がい者が障がいのない人と同じように地域で暮らし、社会に参加し包容されることを促進する」とか、「未だ当たり前に認められていない権利の実現」というこども視点に加えていただければと思います。

　それから、合理的配慮の義務化については、ぜひご検討いただけることだと思っていますので、よろしくお願いいたします。

　地域を育む施策の「目指すべき姿」のところですが、多様な主体が協力し、障がい者の暮らしを支えている」ということですが、それよりも、「インクルーシブ社会の実現に向けて、すべての障がい者が当たり前に暮らせる地域をみんなでつくっていく」というように書いても良いのではないかと思います。

　先ほど申し上げましたように、「我が事・丸ごと」の議論に逆戻りしないように、命と尊厳を守るとか支援力の強化とか、そのような形で書いていただければと思います。

　視点のほうも、「地域共生社会」というと、また「我が事・丸ごと」強制型サービスのようなイメージも入ってきますので、「真のインクルーシブ社会を実現するためには、障がい者の人権と尊厳が尊重され、障がい者が自信と誇りを持って、社会を構成する一員として社会に参加し、当たり前に安心して生きていける地域を育んでいくことが必要」というように加筆していただくことと、そのためには、大阪府はもとより、市町村や障がい福祉サービスを提供する事業所、関係機関はもとより、あらゆる府民、様々な主体が連携、協力して、障がい当事者も含めて役割を自覚するようになどと言われているのは、少し言い過ぎかと思いますので、「障がい者が力を発揮し社会に参加することができるインクルーシブ社会の実現に向け、社会全体で課題解決に向けた取り組みを進めていく」と書いたほうがいいと思います。

○黒田部会長　目指すべき姿を変える部分と、視点や考え方の中に取り組んでいくことが検討されると思いますので、事務局で整理していただければと思います。

　一番考えないといけないことは、やはりⅠの「地域やまちで暮らす」あたりと思いますが、どのように思われますか。

○委員　これは本当に、議論をしているとなかなか折り合いがつきにくいところだと思います。別途、議論をしないといけないかと思います。

　これまでの議論で、まったく抜け落ちていた分野が１つ見つかったのです。実は、１０月１日から消費税が１０パーセントになったその時点で、消費生活支援ということが、まるっぽ抜けていた感じです。

　当然地域やまちで暮らすとお金を使います。ところが、消費税が上がったと同時に、キャッシュレスやポイント還元、まったく知的障がい者がついていけていないです。そのような意味で、消費生活支援という項目をここにきちんと入れて、まちでちゃんと暮らせるようなしつらえにしないといけないと思います。このようなことを含めた、ここはもう少し議論を深めないといけないかもしれません。

○黒田部会長　どこかに消費生活支援、労働だけが楽しみではないと思いますので、その辺も組み込めればと思います。

　「地域やまちで暮らす」の第５次計画は、今のところは、「障がい者が希望する場所で快適に暮らしている」ということですが、どうでしょうか。

　ここが理念と目指すべき姿ということで実際には実現していないかもしれないけれど、目指すべき到達点であると考えたとすれば、希望する場所という言葉と、その前に、「地域の」か「地域で」という言葉を入れて、両論というか、どちらの意味も含むような形で書いてもいいのかな、と思うのですが、いかがですか。

　視点や考え方の文章の中には、地域移行を進めていく、ただその途中の段階で、やはり入所施設が減ってきたり入れない状況があって、地域でも暮らしにくくてかなりしんどい人がいると、おっしゃられたことも、現実としてありますので、そのことには中身としては踏まえていくことになると思いますし、入所施設も昔のような入所施設ではなく、地域との連携であるとか、地域への開放ということを考えて運営したり、利用される方もいるということですので、どっちと言うのは、ここでは決着がつかないように思いますので、あくまでも意見具申ですので、少し先送りしたいと言えば怒られるかもしれませんが、そのような議論があったということを計画策定の段階で、この意見具申の中身として提案をしていく、ということを前提にして、この表現方法を、「地域の」を前に加えてはどうかと思うのですが、いかがですか。

　理想的には、障がいのない人が暮らしているように、普通に、何の気兼ねもなく暮らせることが理想だと思います。ただ、その途中のプロセスで、難しい事象が起こっているということだと思いますので、やはり、理想をまずここに掲げて、プロセスの途中でいろいろと起こっている、入所施設を経営されている方、運営されている方、利用されている方たちはがんばっているし、在宅で暮らしている人もどうにかやっていかれている、と言う理解の仕方でいいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、事務局も、この辺りは悩むところだと思いますので。

○委員　よろしいでしょうか。

○黒田部会長　お待ちください。

　決定というわけではないですが、理想像のところはこのような方向性で検討したいと。それについてご意見がありましたらどうぞ。

○委員　別に、施設を否定したり、支援学校を否定するものではないのですが、基本的には、「障害者権利条約」や「障害者基本法」の精神に乗っ取って、あるいは前の計画でもそこはきちんと守ってきたところですので、これから高齢化など、いろいろな課題が出てきているのはわかります。ただ、その人たちは、基本的には地域で暮らし続けるためにはどのように支えるべきなのか、ということを立ち位置にしないと、だんだんインクルーシブ社会とか教育という言葉が、ないがしろにされていくことはあってはならないと考えますので、その点でご協力をお願いしたいと思っております。

○黒田部会長　いかがですか。

○委員　どこで折り合いをつけるのか、ここで折り合いをつけるというのも変な話なのですが。私が思うのは、多様性といったことがいかに尊重され得るのか、ということがとても大事で、例えば「学ぶ」というところを１つとってみても、今から４０年前に養護学校の義務制が始まったのですが、それまでは就学免除、就学猶予ということで義務教育からも排除されてきた子どもたちがいたと。そのようなことも抜本的に常態として改善されるように、制度的な枠組みができたのですが、その制度が発足した当初においても、やはり養護学校に入学するためには試験制度があって、「あなたはこの学校にはなじまない」ということで排除されてきた子どもたちもたくさんいるわけです。

　それが、例えば義務制からさらに遡って１０年前に、京都の与謝の海養護学校というものができて、そこは、学校に子ども合わせるのではなく子どもに学校を合わせていくということで、基本的に入学希望をする人は全て受け入れてきた、教育実践を重ねてきたわけですね。重度の子どもたちも豊かに発達するということが、いろいろな実践の中で検証もされてきて、その蓄積が、通常の学校での子どもたちの受け入れやそのようなものにも広がってきたという、相互の作用によって教育が展開されてきた、ということがあると思うのです。

　だから、あらかじめと言うか、前提として、理念的にはわかるのですが、ここでなくてはならないという枠組みを最初から設定してしまうと、やはり、多様な選択ということが制約されてくると思うのです。

　本人にとって、今この瞬間、この子にとって一番良いのかということは、多様に準備されていかないといけないし、そこが一度選択されると、将来的にずっとそこということではないです。

　その状態、状態によって、多様に豊かに選択できる場をどのように展開していくのか。それは教育であっても暮らしの場であっても、だと思うのです。

　一人ひとりの願いに寄り添った支援といったことが、どこでどのように展開されるのか。これは教育の理念ですが、子どもが学校に合わせるのではなく、一人ひとりの障がい者が、地域の非常に狭められた社会資源に自らを合わせるのではなく、豊かに地域生活を送っていくために、どのように施策を整えていけばいいのか、ということが課題としてあるだろうし、そこに入所の施設も、地域の支援としてどのように力を発揮していくのかということを求められるだろうし、そのようなことを多様に、その人らしい暮らしを保障していく地域を、どのようにつくっていくのか、ということが課題になっていると思うのです。

　ですから、そのような意味において、地域を受け止めるのであれば文言として書けばいいと思うのですが、先ほどおっしゃったように、施設ＶＳ地域となってしまうと、地域というのは、非常に狭められた意味合いでしか展開できなくなってしまうので、そこはどうかな、というのは、思いとしてあります。でも、落としどころとしておっしゃるところは。

○委員　概念として挙げてくれと言っているのですが。

○委員　はい、部会長のおっしゃる落とし所としてはそうなのかとは思うのです。

○黒田部会長　地域移行の話になりますと、いろいろな保護者の方や自治体の方に「本当に地域移行がいいんですか」と聞かれることが多くあって、いろいろと説明するにも困ったりすることもあるのですが、今回のところは、そこに「地域の」という言葉を入れさせていただく。

　ただ、今、おっしゃっていただいたように、何か、理念や目標を掲げたときに、それを実現するために、誰かが犠牲にというか、しんどい思いをするというのは、理念や目標の本来の目的ではないと思いますので、目指すべき姿に向かっていくプロセスの中で、特に重い障がいのある方に、不利益な状況が生まれないように進めていく、というようなことを、きちんと考え方、視点の中に入れてもらうことが良いのかと思います。

　ですので、意見具申として書きますので、この後また、計画を策定する段階でもう一度同じ議論になるのかもしれませんが、そこに、ここで出た意見を全てお伝えする形にさせていただこうと思いますので、ご了解をいただければと思います。

　ありがとうございます。

　そろそろ時間なのですが、ほかに。抜け落ちていた視点、今気づいたものがあればお願いします。

○委員　少し言いました消費生活支援のところですが、要は、キャッシュレスやポイントというそのようなことにまったく踏み込めないですね。だから、いろいろな意味で、知的障がいの人が社会的な恩恵が受けられない状態になっている。

　さらに、マイナンバーカードで、これは再来年の３月から、多分、健康保険証とセットになって使うという、その時点で、暗証番号は外していただいてるのですが、ただ、来年の９月からのポイント還元、マイナンバーカードのによるポイント還元については、暗証番号を自分で覚えて入れないといけない。そんな対応は知的障がいの人はまったく無理だと思いますので、そのような辺の支援を、ほかの一般の社会の人との間で、そのような格差を認めるのか、という話だと思います。

　これは本当に深刻な問題ですし、それが広がっていく社会になるのです。そのようなときに、本当に、まちで暮らす、楽しむということをどのように支えていくのかというしつらえを、きちんと考えていかないと、本当に不利な社会になってしまうと思います。

○黒田部会長　ほかにご意見はありませんか。

○委員　少し観点がずれるのかもしれません。この意見具申の中にどのようにはめ込むか、という部分から、ずれるかもしれませんが、地域という言葉の問題点として、われわれのような小さな町でも、地域の力というものが、非常に落ちてきています。

　いわゆるコミュニティーが崩壊しているというか、どんどん、横のつながりというものが希薄化してきておりまして、いわゆる自治会の組織率というのも非常に低くなってきている現状があります。

　やはり、そのような部分をどのようにお支えするのかという部分が抜け落ちると、地域に戻る、その地域がなくなってしまうということになれば、元も子もありませんので。多様化という部分について尊重されてくる世の中になると、「隣の人はどうでもいいじゃないか」というようになってきているのではないかと。

　これは、私どものような大阪府内の地域の部分であってもそうなので、おそらく、都市部に行けば、もっと希薄化しているのではないか。その中でも、やはり小さな地域があるのですが、皆さんがその地域に戻られるということは、その地域力を強くしないといけない、ということが大前提だと思います。以上です。

○黒田部会長　大事な視点だと思います。地域、地域とあてにしておりますが、地域があるのか、支えてもらえる地域があるのかということは大きな議論だと思います。他はいかがでしょうか。

○委員　基本理念や基本原則、各生活場面において、大体私どもの難病法にも似通ったところなので、納得かと思うのですが、その中で一番私が気になっているのは、生活場面のⅢ「働く」です。難病患者はなかなか現場で働くことが難しいのですが、様々な場所でと書いてありますが、こちらには企業も入ってると思うのですが、企業の中で働く難病患者というのは、なかなか生き生きと働き続けるということができないのです。

　体調が悪いときにはやはり仕事の能力が落ちてきますので、「これができないのか、早く帰れ」、そのようなことを同僚から怒鳴られる、ということも聞いております。

　生き生きと働き続けるというのは、これは美化した言葉だと思いますのでどうかと思います。少し言葉を変えて、やはり合理的配慮といったことも必要になってくると思いますので、働くという言葉だけが気になっているところです。以上です。

○黒田部会長　また、視点や考え方の中で検討できたらと思います。

○委員　蒸し返すようで申し訳ございません。先程の「地域やまちで暮らす」のことで、少し確認させていただきたいのですが。「地域で」ということが国の施策としても大前提になっていると思いますが、例えば、ライフステージという話もあったと思いますが、障がいの支援を受けていた方が、お年をめされて、どうしても特別養護老人ホームに入らないといけない状態になってしまった場合にも、ほかに身内の方もいらっしゃらない。例えば後見人がついたと、そのようなときに、ケアマネジャーや周りの人から「この人、特別養護老人ホームに入ってもらったほうがいいんじゃないか」と言われても、「この人、もともと障がい支援を受けていた人だから、この人は地域でないと絶対あかんねん。特別養護老人ホームに入れさせられへん」、そのようなことにはならないですよね。そこは柔軟に、ということでいいのですよね。

　障がいをお持ちの人は地域が前提なので、特別養護老人ホームなどのような施設に入るということまで指摘される。絶対あかん、ということではないですね。それだけ確認しておきたいと思います。

○黒田部会長　個人的になりますが、入所施設ではなく地域へという話の段階では、若年の段階から入所施設に暮らし続けていくことで、本来の人間的な生活ということができなくなるのではないか、ということで、地域移行という考え方ができてきていると思いますので、人生の終わりのほうの段階で、障がいのある人が特別養護老人ホームに入るということは、地域移行の考え方の対象には、基本的にはなっていないと思います。

　ただ、高齢者福祉の世界でも、２０年、３０年前位までは「地域で暮らす」と言っていたのです。障がい者福祉の考え方を見習ってやっていたのですが、いつの間にか障がい者福祉は地域移行がどんどん進んでいって、高齢者の方はやはり、なんだかんだと言っても特別養護老人ホームが足りなくて沢山つくってきて、最終的には入所施設での暮らしということになってきたので、何か、年齢によって考え方が変わるというよりは、本来であれば、ライフステージに応じて、地域で希望する場所でということで、ここに特別養護老人ホームが入るんだと言われると、また怒られるかもしれませんが、理想的には、人生の終わりの段階では、社会的には一般的になっているから、ということで良いかと思います。

　ただ、やはり子どもの頃から、小学校中学校高校、２０歳代３０歳代まで入所施設でずっと暮らし続けてきて、しんどい思いをされてきたという方がたくさんいる、ということを前提にした地域移行の考え方だと思いますので、私は、そのようにご理解いただけると良いかと思います。

○委員　わかりました。

○委員　別に、全体で高齢施設に入ってはいけないということはないのですが、やはり背景が違うということがありまして、障がい者の場合は、小さい頃から、「お前は重度障がいだから施設でしか暮らせないだろう」と言われて、そのように刷り込まれて何十年も暮らしてきたということがあるのです。だからこそ、地域に暮らしたら、死ぬまで地域で暮らし続けたいという思いを持っている人が多い、ということを理解していただいて。

　介護保険のケアマネジャーから言われて問題になっているのは、そのような背景や経過をご存じでないから、高齢介護の世界では、「施設に入れたほうがちゃんとサービスがあってええよ」と言われる感覚で、施設を進められたりするのです。

　ただ、せっかく何十年かぶりに地域に戻ってきたのに、また施設を進めるということになると、本人が何をやっているのか分からなくなるので、それはやめてほしいなと思います。だからといって高齢者施設に入ることを絶対に否定しているものではないです。

　ただ、高齢者も今、介護保険を見れば見るほど、買い物に行ってはダメだとか外出ということがないのです。夜間支援もないのです。なぜこのような窮屈な生活で、皆さんが文句を言わないのかな、という思いもあります。

　むしろ、障がい者福祉は地域ということを大事にしてきて、また、当たり前の生活をしていくということを大事にしてきたので、今のレベルが保たれているのかと思いますので、そのような思いで、計画は理念を掲げて進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○黒田部会長　まだまだ議論をすることがたくさんあるかと思います。先ほどのご意見も、非常に重要なことで、とても大きな問題が含まれているかと思います。それでは、次回には、今いただいたご意見等をまとめたものを意見具申案という形で、できれば冊子で掲示できるようにしたいと思いますので、事前に確認いただいてご意見をいただく会にしたいと思います。では、以上で本日の議事を終了したいと思います。本日はありがとうございます。事務局、お願いします。

○司会　黒田部会長、委員の皆様、ありがとうございました。次回の第５回は、令和２年１月３１日金曜日１０時から１２時で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上もちまして「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」を閉会いたします。ありがとうございました。

（終了）